

# 群馬県レクリエーション協会規約

## 第1章 総則

第1条 本協会は、群馬県レクリエーション協会と称する。

第2条 本協会の事務所を、群馬県前橋市関根町800番地 県総合スポーツセンター内  
公益財団法人群馬県スポーツ協会内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、県内のレクリエーション関係団体の総括団体として、レクリエーション活動を通して、県民の心身の健康保持増進を図り、豊かで文化的な県民生活の向上に資するとともに、レクリエーション関係団体相互の連絡と協調を密にし、レクリエーション活動の推進を図ることを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図ること。
- (2) レクリエーション関係団体との連絡協調を図ること。
- (3) レクリエーションに関する県大会を開催すること。
- (4) レクリエーションに関する指導者を養成すること。
- (5) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 加盟団体

第5条 本協会は、次に掲げるものを加盟団体とすることができる。

- (1) 市町村におけるレクリエーションを総合的に統括する団体
- (2) 県内における種目ごとのレクリエーション団体及び生涯スポーツ団体
- (3) 県内におけるその他レクリエーションに関係ある団体

第6条 本協会は、前条に規定する団体が加盟団体となることを会長に申し出たときは、理事会の同意を経て、これを加盟させることができる。

第7条 本協会は、加盟団体が脱退の理由を付して脱退届を提出したときは、理事会の同意を経て、その脱退を認めることができる。

2. 本協会は、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認めるときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

第8条 前5条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

2. 加盟団体は前項により定められた事項に従わなければならない。

第9条 加盟団体は、別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

## 第4章 役員

第10条 本協会には、次の役員をおく

理事 10名以上20名以内(内会長1名、副会長若干名、及び理事長1名)

監事 2名

第11条 会長・副会長は評議員会でこれを推挙する。

2. 会長は本協会を代表し、本協会の業務を総括する。

3. 本協会の理事及び評議員以外の者が会長又は副会長に推挙されたときは、就任と同時に理事となる。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、欠けたときは、会長が予め指命した副会長がその職務を行う。

第12条 理事は、前条3項の規定によるものを除き、評議員会において評議員が選出し、会長が委嘱する。

2. 会長は、前項に規定する理事のほか、評議員会にはかつて、学識経験者のなかから若干名の理事を委嘱することができる。

3. 理事は、理事会を組織して第4条に定める事業その他重要事項を議決し会務を執行する。
- 第13条 理事長は、理事会において理事の互選で定める。
2. 理事長は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。
3. 会長において、理事会を招集するいとまのない緊急を要する事項については、理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。なお、この場合、その旨を次の理事会において承認を得なければならない。
- 第14条 監事は、評議員会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。
- 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
- (1) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。
- 第15条 本協会の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 役員の再任は妨げない。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第16条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、その任期中であっても、理事会および評議員会において、それぞれ4分の3以上の同意を経て解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 第17条 本協会に、評議員をおく。
2. 加盟団体は団体ごとに各1名ずつの評議員を選任する。
3. 評議員に欠員を生じたときは、前項の規定により選任方法に準じて欠員を補充する。
4. 会長は、賛助会員から評議員若干名を理事会の議決を経て委嘱することができる。
5. 評議員は、役員と兼ねることはできない。
6. 評議員には、前2条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 第18条 評議員は、評議員会を組織して、この規約に定める事項について審議決定する。
- 第19条 本協会は、業務遂行上必要があるときは、専門委員等必要な職をおくことができる。
2. 専門委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第20条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 <顧問及び参与>

- 第21条 本協会には、顧問及び参与をおくことができる。
2. 理事会の議決をもって推薦したものにつき会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応じる。

## 第6章 <会員及び会費>

- 第22条 本協会は、別に定める会費を納入した次の者を会員とする。
- (1) 指導者会員  
公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者
- (2) 賛助会員  
本協会の事業に賛同する、個人又は法人
- (3) 名誉会員  
本協会に特に功労のあった者で、評議員会の議決をもって推薦されたもの。
- 第23条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者は、同会の登録をもって会員となるものとする。名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- 第24条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 指導者会員が公益財団法人日本レクリエーション協会の登録を抹消されたとき。
- (3) 死亡又は法人の解散
- (4) 除 名

第 25 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本協会の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第 26 条 会員が既に納入した会費は、いかなる理由があろうとも返金しない。

## 第 7 章 < 会 議 >

第 27 条 本協会の会議は、理事会及び評議員会とする。

第 28 条 評議員会は、規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本協会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 評議員会に提出する議案に関する事項
- (3) 事業計画・収支予算書（案）、事業報告・収支決算書（案）の作成
- (4) 加盟団体の加盟・脱退の承認及び会員の入会・除名の承認
- (5) その他評議員会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第 29 条 評議員会は、必要に応じて開催する。

2. 臨時評議員会は、理事会が必要と認めたととき、又は評議員の5分の1以上もしくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 理事会は、会長が必要と認めたととき、又は理事の3分の1以上もしくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第 30 条 会議は、会長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日以前に通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

第 31 条 評議員会の議長は、会長とする。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 32 条 会議は、評議員会においては評議員、理事会においては理事のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

第 33 条 評議員会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 34 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない評議員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

第 35 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名（表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の要領及び発言者の発言要旨

## 第 8 章 < 会 計 >

第 36 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 負担金
- (6) その他の収入

第 37 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 9 章 <規約の変更>

第 38 条 この規約は、評議員会において構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することはできない。

## 第 10 章 <附 則>

第 39 条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

この規約は、昭和 3 9 年 5 月 8 日より施行する。

昭和 4 2 年	2 月 4 日	一部改正
昭和 5 8 年	8 月 日	一部改正
昭和 5 9 年	6 月 2 2 日	一部改正
昭和 6 3 年	6 月 1 8 日	一部改正
平成 8 年	6 月 2 8 日	一部改正
平成 1 6 年	5 月 8 日	一部改正
平成 1 8 年	5 月 6 日	一部改正
平成 2 0 年	3 月 1 5 日	一部改正
平成 2 4 年	3 月 1 0 日	一部改正
平成 2 6 年	4 月 1 9 日	一部改正
令和 6 年	3 月 2 日	一部改正

# 群馬県レクリエーション協会

## 加盟団体負担金規程

本協会は、規約第 9 条の規定にもとづき、加盟団体の負担金を次のとおり定める。

第 1 条 加盟団体の負担金は、年額を次のとおりとする。

- (1) 市町村別加盟団体 10, 000 円
- (2) 種目別加盟団体 10, 000 円
- (3) 領域等加盟団体 10, 000 円

第 2 条 加盟団体の負担金の納入は、年 1 回とし、毎年度 5 月末日までに納入しなければならない。

付 則

本規程は、平成 8 年 6 月 2 8 日から施行する。

平成 1 9 年 3 月 1 0 日一部改正